

返戻金制度に関する事項

求職者が自己都合等で早期退職に至った場合、入社からの期間に応じて紹介手数料の返戻金制度を設けています。入社後 6 か月以内に退社した場合支払い済紹介手数料の 80%を上限に返戻をいたします。なお、求人者の皆さまと当社の契約において異なる取決めをする場合がございます。

ただし、求人者の都合により解雇された場合や天災によって職務遂行不可能になった場合或いは求職者の死亡により退職した場合は返戻金制度の適用外となります。